

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和7年7月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500002号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年5月31日から同年6月1日に訂正し、平成28年5月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成28年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年5月31日から同年6月1日まで

A社を退職する際に、社の代表に、婚姻で遠方に転居するため、平成28年5月31日付けで退職したい旨伝えたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失年月日が同日となっており、同年5月の被保険者記録がない。同年5月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、被保険者資格の喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された退職証明書、源泉徴収票及び給与明細書並びに事業主の回答により、請求者は請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出し、厚

生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500003号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年10月1日から令和5年1月30日に訂正し、令和3年10月から令和4年12月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

令和3年10月1日から令和4年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年10月1日から令和4年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、令和4年12月1日から令和5年1月30日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年10月1日から令和5年1月30日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、令和3年10月1日と記録されているが、同社から、令和5年1月以降について、給与の支払いができなくなり、社会保険の資格を喪失することになると言われたので、同社からもらった資格喪失証明書を市役所に提出し、国民年金及び国民健康保険の加入手続をした。請求期間について、A社から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失年月日を令和5年1月30日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、令和3年10月1日から令和4年12月1日までの期間については、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(令和7年1月24日。以下「訂正請求書受付日」という。)において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、B市から提出された請求者に係る国民健康保険加入届出書及びA社の代表者印が押印された健康保険資格喪失証明書の写し、請求

者から提出された給与明細書並びに複数の同僚の回答により、請求者は当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、令和3年10月から令和4年11月までの標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の令和3年10月から令和4年11月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、令和6年10月15日に、請求者の資格喪失年月日を令和3年10月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所が受け付けていることが確認できることから、これを履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和4年12月1日から令和5年1月30日までの期間については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の国民健康保険加入届出書及び健康保険資格喪失証明書の写し並びに給与明細書により、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は令和5年1月30日であると認められ、令和4年12月1日から令和5年1月30日までの期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。